

草津市地域防災計画修正（案）に関する パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

平成28年12月1日（木）から平成29年1月6日（金）まで

2 意見提出者数

1人【提出方法：Eメール 1人】

3 意見の総数

3件

4 意見の概要

NO	意見の要旨	市の考え方
1	<p>該当ページ：P131</p> <p>（4）非日常型廃棄物処理の内容について、平成27年3月環境省東北環境事務所発行「巨大災害により発生する災害廃棄物の処理に自治体はどう備えるか」－東日本大震災の事例から学ぶもの－（P69～P74）を参考にして、今一度文章を見直し下さい。</p>	<p>災害発生時には、通常発生する廃棄物に加えて、災害に伴って発生する非日常型廃棄物がありますが、本市の廃棄物推定排出量や最終処分地の状況にあわせ、中間処理（破碎、選別）の実施や産業廃棄物処理施設の利用等を検討し、個別実行計画を策定する必要があると考えております。</p> <p>この個別実行計画の基礎となる本市の災害廃棄物処理計画については、滋賀県において平成28年度および平成29年度にかけて策定を進められている県の災害廃棄物処理計画と整合を図る必要があることから、県計画の策定以降に、本市の当該計画の策定を行っていく予定であり、現在のところは原案どおりといたします。</p>

2	<p>該当ページ：P132</p> <p>仮設トイレおよびマンホールトイレ設置計画の内容について、災害用トイレの種類の変換を明確にして下さい。</p>	<p>該当部分は、仮設トイレ等を設ける旨を明らかにした計画であります。本市では多数ある種類のトイレを一括して「仮設トイレ等」としております。災害時には、備蓄しているこれらの仮設トイレ等を活用して対処してまいりたく考えておりますことから、トイレの種類（携帯トイレ、簡易トイレ、組立トイレ、ダンボールトイレ等）を特に定義付ける必要はないと考えております。</p>
3	<p>該当ページ：P132</p> <p>し尿処理計画について、横浜市資源循環局北部事務所発行「横浜市の災害のトイレ対策」ように災害時はトイレパックの使用できるようにするべきと思います。</p>	<p>地域防災計画は市の災害対策の方針を定める計画であり、御意見のように個別具体的な内容は、本計画では定める予定はしていません。</p> <p>現在、市内における汚物（し尿）の収集および処理につきましては、草津市、守山市、栗東市、野洲市の共同事務として、4市で設置する湖南広域行政組合が行っており、当該施設は汲み取ったし尿を処理する施設であることから、凝固剤を使用した汚物（トイレパック等）は処理できない現状にあります。</p>

5 修正（案）への反映

パブリックコメントの実施結果による修正（案）の修正・変更はありません。

お寄せいただいた御意見は今後の防災対策を進めるにあたっての参考とさせていただきます。